

Shiki

議会だよりしき No.212 2026.5.1

今回の定例会



3月定例会等の情報をお伝えします



一般質問	P 2～8
議案一覧及び審議結果等	P 8～P 10
新しい議会の構成	P 11
議会からのお知らせ	P 12



天田 いづみ



重層的支援体制整備事業 について

重層的支援体制整備事業の展開について、8050問題、ヤングケアラーなど、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、令和8年度から重層的支援体制整備事業へ移行することとなっている。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4に位置づけられており、包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年に、社会福祉法の改正により創設された。

また、介護、障がい、子ども、生活困窮などの既存の相談支援事業、地域づくり事業を一体的に実施することに加え、既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。

また、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とすると位置づけられており、今後の展開について伺う。

◎福祉部長

本市では、令和2年10月から福祉の相談窓口として基幹福祉相談センターを設置し、既に複合的な福祉の課題に対する支援を行っている。令和8年度からスタートする重層的支援体制整備事業における相談や地域づくりについては、これまで同様に関係機関によるつながりを保ちながら、新たに実施する多機関協働事業の中では、複合的な支援を要する8050問題やケアラーなどの支援に対し重層的支援会議を開催する。重層的支援プランを策定する中で、関係支援機関との情報共有や方向性の共通認識を図ることで、それぞれが関わる支援の充実を図っていく。今年度は、重層的支援に向けた移行準備事業として、埼玉県の市町村総合相談支援体制構築アドバイザーの派遣事業も活用しながら、庁舎内外の連携体制づくりに向けた研修会を3回開催し、教育や税金等の収納、住居の確保など、福祉の分野を越えた関連各所属の参加も得ながら、多機関との協働体制を推進してきた。いずれにしても、それぞれの相談力や支援力を高め本市独自の条例に掲げている地域共生社会の実現に寄与すると認識している。

その他の質問項目

- 認知症施策推進計画について
- いろいろは親水公園について



上野 琢磨



教育施策について

議会において上程されている第31号議案志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例だが、昨年8月にこの条例改正素案についての意見公募が行われた。募集期間1か月で112人の市民の方々が267件の意見を寄せた。このコメントのほとんどが反対、中止、見直しを求める意見だった。中には、明らかに子どもが書いたと見受けられるコメントもいくつかあり、「自分の学校がなくなるのは嫌だ。志木第四小学校は鼓笛隊があります、これはみんなですべてきた文化です、大事に考えてほしい。」どうして変えてしまうのか、みんなに分かるようにもっと説明してほしい。また、3つの校舎が合併して、保健室が利用しづらくなるのかと不安があるなど、こうした意見をどう感じたか。市民の声、子どもたち、保護者をはじめ意見公募に集まった声を市長はどのように受け止めたのか。所見を

伺う。

◎市長

教育行政の中立性の確保の観点から、義務教育学校をはじめとする各教育施策については教育委員会が企画立案し、政策を推進しているところである。

志木第二中学校区への義務教育学校の設置については、小学校中学校といたった制度で切り離すのではなく、一人ひとりが持つ可能性を見据えながら一体的、継続的に教育を展開していくことが必要との思いの下、志木市における小中一貫教育の在り方の議論が始められたと記憶している。そして、その思いを引き継いだ柚木博教育長を中心に、その議論を土台として、一般の意見公募手続も含め様々な場面でいただいた意見を踏まえ、今後についても教育委員会において着実に事業が進められていくものと考えているところである。

志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例については、意見公募手続で寄せられた反対を含めた全ての意見や、意見公募手続以外で寄せられた賛成の声など、市民の皆様の様々な意見を踏まえ、民主主義のルールにのっとり市議会に提出したものである。



小池 真由美



施設の名称について

公共施設は単に行政サービスを提供する場だけではなく、市民が集い、学び、交流し、地域とのつながりを実感する拠点であり、施設に対する愛着を育むことは極めて重要である。市民にとって、親しみやすい名称や市民公募によって決定された愛称は、行政が造った施設ではなく、自分たちが関わって生まれた施設という意識を醸成し、まちづくりへの参加の第一歩になるのではないかと。市民会館がパルシティという愛称で広く親しまれてきたように、名称は市民の記憶とともに残り、施設の歴史の一部になる。市内では新たな公共施設の整備も予定されており、こうした節目の機会は、市民参加を広げる好機となり、市民公募による名称決定は、大きな財政負担を伴うものではなく、その効果は、市民の関心の喚起、子どもたちを含めた世代横断的な参加、地域への愛着の醸成と

いった点で、非常に大きなものがあると考え。そこで、公共施設の名称や愛称を市民公募によって決定すること、また名称を採用することについての認識や今後整備される施設などリニューアルに際し、こうした市民参加型の取組を進めていく考えがあるのか伺う。

◎市長公室長

本市では、公共施設の愛称を定めることについては、マルイファミリー志木が入る志木駅東口再開発ビルの愛称を公募したほか、児童発達相談センターについても、公募により命名した経緯がある。施設の愛称は、現在でも、市民に広く親しまれており、公共施設の愛称を市民から公募する取組は、施設に対する愛着度や親しみやすさの向上など認知度を高める一つの手法であると認識している。

このようなことを踏まえ、今後は、施設の更新や新設の際に、公募により愛称を定めることも一つの選択肢として、それぞれの施設の性質や事情を鑑み、総合的に判断をしていく。

その他の質問項目

- 子どもたちの遊び場について
- 志木市はたちの記念式について
- 母乳バンクの取組について



田畑 寛治



小中学校教育における近年の検討課題について

小中学校教育における近年の検討課題として、AIの活用についてがある。

一例として、読書感想文を作成する命令を生成AIに与えると、3秒ほどで感想文が作成され、その内容は全国で賞状をもらえるようなレベルのものであった。こうなると、子どもたちは夏休みに読書感想文の宿題が出てても、生成AIを使えば自分で作文を書く必要がないどころか、読書すること自体も不要になる。そのため、どうしても歯止めが必要であると考え。ただ一方で、AIを使いこなすことは作業の生産効率を上げることになるので、作業にふさわしいAIツールを選び、適切な命令を与えるなど、その使い方を習得することも教育の一貫といえる。さらに、AIはハルシネーションを起こすので、確認手順も覚える必要がある。便利な道具としてのAIの使い道の習得と、学習意欲を失わせてしまう

負の側面、これをどのように考えていくべきか、教育長の所見を伺う。

◎教育長

国は、生成AIの暫定的なガイドラインを策定し、生成AIは、使い方によっては人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げる有用な道具になり得ると捉えるべきで、最適解とは限らない。リスクや懸念を踏まえ、最後は人間が判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。また、児童生徒の学びでは、生成AIを利活用することが目的とならないこと、そのため各教科等、知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち続けることやその前提としての学びに向かう力、人間性等の涵養がこれまで以上に重要になる。生成AIは、加速度的に普及し、今後は、社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、情報モラル教育を充実させていく必要があり、教育委員会としては、今後も、ガイドラインなどをはじめ、先進事例や研究報告を注視していく。

その他の質問項目

- 小学校教育における信号機について
- 小学校給食の無償化について
- 選挙の開票所について



阿部 竜一



私道補修について

市では、私道整備に対する助成制度を設けているが、ここ数年、執行率はゼロである。問合せは毎年数件あるにもかかわらず、実施に至らない。これは、制度が市民のニーズに十分合致していないのではないかと。私道は個人の財産であり、制度拡充は考えていないとの見解は、原則論は理解するが、私道であっても現実には地域住民のみならず、来訪者、緊急車両、ゴミ収集車両など不特定多数が利用している道路も多く存在するため公共的機能を一定程度担っている道路も少なくない。また、一定の公共性が認められる私道は、所有者全員の同意の要件緩和や緊急安全措置に限った簡易な申請制度の創設なども検討の余地があるのではないかと。制度の趣旨を維持しつつ、より利用しやすく、実際に活用される制度へと見直すことについて、所見を伺う。

◎都市整備部長

私道は個人の財産であり、その管理は所有者が行うことが原則である。しかし、舗装工事は多額の費用がかかることから、費用負担の軽減を図るため、一定の基準を満たす場合、工事費用の一部を補助している。令和3年度には、要望が多かった行き止まりの私道にまで補助の対象を拡充し、私道所有者の利便性の向上を図ってきた。一方、市が管理する市道の延長は約150キロメートルあり、限られた予算の中で計画的に舗装の打ち替え工事等を実施し、市民からは、年間300件を超える道路補修等の要望がある状況である。さらに、昨年、八潮市で大規模な道路陥没事故が発生するなど、インフラの老朽化対策が大きな課題となっており、来年度から埋設後50年以上経過している下水道管がある市道の路面下空洞調査を実施する予定である。今後、実施する市道の適切な維持管理に多額の費用がかかる見込みであり、私道舗装の補助制度の拡充は、公共性や公平性の観点を踏まえつつ、私道所有者のニーズの把握に努めながら研究を続けていく。

その他の質問項目

●チョウショウウインハタザクラの活用について

●マイクロ水力発電について

●施政方針について



高山 優太



孤独、孤立死への市の対応について

近年、少子高齢化の進行とともに、単身世帯の増加が指摘をされ、とりわけ65歳以上の高齢者世帯のうち、独り暮らしの単身世帯は増加を続け、これに限れば、約3割に達すると言われ、問題の深刻化が懸念されている。そこで、1つ目、孤独、孤立死が発見された場合、市はどのような役割を担い、警察などとの連携はどうなっているのか。2つ目、身寄りのない方が自宅へ亡くなった場合、行旅死亡人が発生した場合、市の責任範囲はどこまでか。3つ目、具体的には、遺体の扱い、火葬などの費用負担の範囲はどうなっているのか。4つ目、引取り手がない方が病院で亡くなった場合、病院と市の役割はどうなっているのか。5つ目、市が費用を立て替えた場合、後に相続人や遺産が見つかった際の費用回収の仕組みや生活保護受給者等の場合、葬祭扶助制度などの適用や市が負担する費

用の範囲は明確に定められているのか。また、10年間の引取り手のない死亡人の推移と市の所見と今後の対策について伺う。

◎福祉部長

市内で孤立死があった場合は、警察が身元調査などを行い、身元が判明しても引取り者がいない場合に限り、警察からの依頼により市で引き取り、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて火葬を行う。その費用は、生活保護の葬祭扶助の範囲内とし、遺留金を充てた上で、不足する分は一旦市で支払い、国民健康保険制度などの葬祭費を活用し、県への請求により繰越支弁金が交付されるため市の負担はない。また、遺留品の整理や家財の処分は、個人の財産であるため、市では対応できない。なお、市で取り扱った葬祭の件数は、令和2年度から令和6年度までは年平均4.4件で、今年度は、2月末までで2件である。次に、身元不明の行旅死亡人は、引取り者がいない死亡人と同様で、平成28年以降、本市での行旅死亡人の扱いはない。市が担うこととなる葬祭は、あくまでも引取り者がいない場合に限ることから、今後の推移についても大きな変動はないと考える。

その他の質問項目

●地域コミュニティについて



岡島 貴弘



災害時に高齢者を支える、命を守る取組について

マンションなど集合住宅受水槽への非常用給水栓の設置状況及び設置補助について伺う。

東日本大震災では、2万人の方が亡くなり、内4千人が災害関連死、能登半島の地震では、直接死の倍の方々が関連死で亡くなっている。災害関連死の要因として、おおむね3割強は、水や食料が手に入るかの不安からくる精神的疲労、そして水をくんで移動する肉体的疲労というのがその中の大部分を占めているという資料もあった。

集合住宅の貯水槽は、有事の際に隣の方に分配するかというのは管理組合の判断ではあるが、少なくとも集合住宅に住んでいる方々というのは給水所などに取りにいかなくて済むのではないか。

また、給水所が人で溢れることを防ぐことにも繋がり、熱中症や寒さから身を守ることができ、長時間水を汲む

のに並ぶ必要も減ってくる。そして、非常用給水栓を市の補助をもって半額や3分の1の補助で取り付けることができるか。本市の場合、給水栓をつけるに当たって、申請や許可が必要ないため把握が難しい状況だとは思いますが、どの程度給水栓が設置されているのか本市の考えを伺う。

◎上下水道部長

マンションなどの受水槽や受水槽に設置する非常用給水栓は、所有者または使用者の財産であり、これらの維持管理は、所有者または使用者が行う必要があることから、非常用給水栓の設置状況について、市では現在、把握はしていない。

また、非常用給水栓の設置に対する補助については、現在実施しておらず、今後行う予定は今のところはない。災害発生時においては、志木市地域防災計画に基づき対応するとともに、危機管理マニュアルにより、必要に応じて給水車等を配備していきたいと考えている。

その他の質問項目

- 地域活動・市民活動の推進と安心して参加できる環境作りについて
- 子育てのしやすい環境作りについて



中村 智紀



小中一貫教育・義務教育学校について

小中一貫教育、義務教育学校についての現状と今後について、1点目として、令和7年度、本年度から市内全学区、4学区で行われている小中一貫教育の各学区の成果、そして来年度小中一貫教育をどうしていくか、スケジュールなどを伺う。2点目に、義務教育学校設置のバブルックコメントの市民の意見を踏まえ、今後の義務教育学校に向けたプランに対して、どのような意見、考えを取り入れたのか、3点目に、コミュニティオーークの安全面の確保などの最新状況について、4点目に、義務教育学校に関して、令和9年開校以降の生徒数と今後5年間の生徒数の変遷想定について、5点目に、オリジナリティのある4・3・2カリキュラムをどのように進めていくのか、6点目に、令和9年度から義務教育学校を開始する際に、教員加配などの手配をしているが、今後の教員加配

の可能性について、それぞれ伺う。

◎教育政策部長

令和7年度から、市内全ての中学校区で小中一貫教育を本格的に導入し、9年間を見通した教育活動を開始したところである。異学年交流を進め、教職員が既に開校している義務教育学校を視察し、その内容を合同研修会で共有するなど、各学園ならではの教育活動を検討しており、引き続き特色ある取組を支援していく。義務教育学校については、一部改正条例案などを議会承認をいただいた際には、必要な工事を実施するとともに、保護者などに説明していく。多くの意見をいただいた安全面については、配慮した環境を整備していく。児童生徒数は、現時点の推計では減少する見込みである。異学年交流のカリキュラムについては既に特別支援学級や合同の音楽会など交流を深めている。義務教育学校の運営に資するための教職員の加配は、県に要求していく。加えて、市独自の市費教員については、スマート教員による複数・少人数指導体制やコネクト支援教員を活用した乗り入れ指導体制を整えていく。

その他の質問項目

- 単身世帯支援について
- 生活困窮者支援対策について
- 法律相談・行政相談支援について



吉澤 富美夫



広報しき2月号

広報しきは、本年2月号から、従来の配布方法を見直し、ポスティング事業者による全戸配布へと移行をした。全ての市民に平等に市政情報を届ける観点から、大変有意義な変更であり、市民サービス向上に向けた大きな一歩と評価する。しかしながら、制度開始後から、広報紙が届いていないなど、多くの市民の声が寄せられている。

広報紙は、市の施策や予算の概要、防災情報など、市民生活に直結する情報を伝える基盤媒体であり、とりわけ災害時などでは、命や生活を守る情報源となり得るものであり、配布に漏れが生じることは市政への信頼を揺るがしかねない重大な問題である。そこで、現在の配布状況について、総発行部数に対する実際の配布部数はどのようになっているのか、市民からの問合せを受けた後の配布の対応はどうなっているのか、さらに、配布漏れが発生した

要因について、どのような原因分析をしているのか。市民が安心して広報しきを受け取り、市政情報に確実にアクセスできる体制の確立に向けた今後の対応について伺う。

◎総合行政部長

令和8年2月号から業者委託による全戸配布に変更したが、現在、総発行部数3万8,500部に対し、1月末現在で3万4,964部を配布し、その後未配布の連絡があった世帯などへ2,956部追加で配布した。配布漏れの原因は、配布員が配布時に明確な住宅の個数を把握しづらい地図を利用したことなどから、見落としが多く発生したものである。

早急に配布方法の改善が必要であると判断し、改めて事業者と協議を行い、配布に使用する地図を世帯名が記載された住宅地図に変更することや、GPSによる配布員の行動記録と併せて世帯ごとに住宅地図でチェックを行うなどの配布状況を重点的に管理することなどの対策を講じて、3月号の配布を2月25日から開始した。

その他の質問項目

●志木市立中学校の制服等のリユースについて

●道路、公園等の樹木診断について



鈴木 潔



志木市プレミアム付商品券申込みハガキについて

広報しき2月号で、志木市プレミアム付商品券を発行しますとのタイトルで志木市が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1冊額面7,500円の商品券を500円掛ける15枚を5,000円で販売する、プレミアム率が50%の商品券を発行するとの案内が掲載された。詳細については広報しき3月号と同時配布予定の申込ハガキつきパンフレットをご覧いただきたいとのことだが、広報しき2月号で、配布漏れが多数あったとの声を市民から伺っている。本事業は金銭

に関わる施策であり、市民生活を支援する重要な事業である。仮に申込ハガキつきパンフレットでも同様の配布漏れが発生した場合、市民間の公平性が著しく損なわれるおそれがある。

今回の2月号の配布漏れの実態をどのように把握しているか。また、3月号及び申込ハガキつきパンフレットに

ついて、配布漏れを防ぐための具体的な対策は何か取ったのか。さらに、万一配布漏れが生じた場合の救済措置や追加対応について、どう考えているか伺う。

◎市民生活部長

広報しき2月号は、2月に入っても広報が届かないとの問合せが多く寄せられ、未配達の連絡をいただいた世帯には、翌日までに配布した。配布漏れの要因は、配布員が明確な住宅の戸数を把握しづらい地図により行い、各住居の照合ができなかったことや、配布員の土地勘不足により私道や住宅密集地で見落としが多く発生したためとの報告を受けている。

プレミアム付商品券の申込ハガキ付きパンフレットは、広報しき3月号と同時に配布し、万一広報しき3月号の配布漏れが発生した際の周知漏れへの対策として、市のLINE、X、フェイスブック等のSNSによる情報発信や市ホームページへの情報掲載、コミュニティ掲示板へのポスター掲示などを行い、広く周知を図っていく。あわせて、あらゆる方法で申込み可能な環境を整え、市民間の公平性の確保に努めていく。

その他の質問項目

●町内会による配布が終わった広報しきの事後について



古谷 孝



国民健康保険施策 について

厚生労働省と出入国在留管理庁は、国民健康保険料を滞納している外国人に対し、在留資格の更新や変更を認めない仕組を2027年6月から導入すると決定した。公平性を担保し、社会保障制度を適正に運用するための重要な転換点と言える。そこで、外国人の国民健康保険税の納付状況及び滞納世帯数、新制度導入に対する認識と準備状況を伺う。また、新制度の施行時に混乱を招かないために、督促状や納付通知書への多言語による在留資格への影響を明記した文書の同封や、ホームページや公式SNS、広報しき等を活用した継続的な周知活動を、新年度から速やかに開始すべきと考えるが、見解を伺う。制度の厳格化は、事情があつて支払えない世帯を早期に把握する機会でもある。更新できなくなると警告するだけでなく、滞納世帯を早期に窓口へ誘導し、分納相談や福祉的支

援につなげる伴走型の納付指導体制を構築すべきと考え方針を伺う。新制度を収納率向上の切り札とするだけでなく、ルールを理解し、共に社会を支えるための重要な制度として位置づけるべきで、令和8年度を周知期間と捉え、準備への取組を要望し、所見を伺う。

◎子ども・健康部長

令和6年度決算時点での滞納世帯1,087世帯のうち、外国人が世帯主となっている世帯は、約21%を占める。出入国在留管理庁は、令和9年6月から国民健康保険税や国民年金などの社会保障料に未納がある外国人は、在留資格の更新を認めない方針である。今後、国民健康保険税の滞納情報は、出入国在留管理庁とデータ連携することになり、令和8年度予算では、基幹系システム改修費用を計上している。市町村保険者からも制度改正を、周知することは収納率向上につながる取組であり、令和8年度当初課税までの間に、効果的な周知方法や保険年金課を中心に関係各課で協議していく。国籍を問わず滞納者には丁寧な相談に応じ、必要な助言や関係機関へのつなぎも実施しているが、外国人について、言葉の壁も含め寄り添った対応をしていく。

その他の質問項目

●教育施策について



河野 芳徳



ペDESTリアンデッキの再生と中心市街地の容積率緩和による利用について

ペDESTリアンデッキの再生と中心市街地の容積率緩和による利用について、志木駅東口周辺の今後について、1点目として、ペDESTリアンデッキの整備方針と市民の皆様の意見反映について、これまでに開催されたワークショップでは、どのような方々を対象に、どのような意見などが出され、実際の改修内容にどのように反映させているのか。2点目は、中心市街地の容積率緩和を行う地区計画について、駅周辺のさらなる活性化を目指し、土地の高度利用を促進するための容積率緩和の議論が進んでいるが、今後の進め方として、令和8年度以降どのようなスケジュールで手続を進め、都市計画決定を目指していくのか。3点目、今後の中心市街地のにぎわいづくりについて、改修工事後、来年度から策定作業が始まる予定の第2期中心市街地活性化基本計画との連携も含め、今後、

にぎわいづくりのためにどのような事業や展開を描いているのか伺う。

◎都市整備部長

ワークショップでは、様々な意見をいただき、デッキ広場の一部を拡張するなどの改修を予定している。地区計画については、地権者にはおおむね賛成をいただけているものと捉えている。令和8年度は、埼玉県と協議を進めるなど、手続を進めていく。この地区計画の策定により、商業・業務機能の集積が図られ、安心して歩ける歩行空間の確保や歩行者の回遊性が促進され、まちのにぎわいづくりの創出につながることを期待している。ペDESTリアンデッキ上では、様々な主体によるイベントが開催され、まちのにぎわいの創出に一役買っており、中心市街地の活性化に欠かせない場所と認識している。いずれにしても、改修工事後の事業展開や実施主体については、来年度から策定作業を進める予定の第2期中心市街地活性化基本計画の中で、よりにぎわい創出につながるよう、先進事例等も踏まえながら、中心市街地のにぎわい創出に資する事業を位置つけていく。

その他の質問項目

- 誰も取り残さない地域共生社会について
- 新設される「シティプロモーション推進室」の今後と他の部署との連携について
- 令和8年度予算について



安藤 圭介



保育士の処遇改善 について

保育士の確保と処遇改善は、喫緊の課題として国を挙げて取り組むべき最重要課題・政策の一つとなっている。本市では、市独自の保育士宿舍借上げ支援補助事業やしきつ子育成保育士手当補助事業の2事業により、特に待機児童対策で目覚ましい成果を上げてきた。しかし、保育士宿舍借上げ支援補助事業は、開始から一定の期間が経過し、その継続性という点で新たな局面を迎え、補助期間が5年間で、補助がなくなると、実質的な賃下げに等しい影響を及ぼす。この宿舍借上げ支援補助が終了し、多くの保育士が本市から流出してしまう事態となれば、待機児童数が再び増加してしまうことが危惧される。このような状況に鑑み、本市が子育て世代にとって魅力的なまちであり続けるためには、貴重な保育士人材を市外に流出させないためにも、保育士への手当等のさらなる充実が必要

と考える。そこで、現状の保育士宿舍借上げ支援補助事業について、補助期間終了後の影響をどのように捉え、どのような対応策を検討されているのか、また、現状の申請人数や課題、そして今後の方向性について伺う。

◎子ども・健康部長

本市で実施している保育士宿舍借上げ支援事業の実績は、令和6年度については、14園、21名分の宿舍借り上げを補助し、しきつ子育成保育士手当補助事業は、勤続年数に応じて年額4万円から14万円の手当を支給している。制度の特徴としては、勤続年数に応じて支給額が算定されるため、経験豊富な保育士が現場に定着することで、日常の保育の指導体制が確保され、若手職員の育成環境の向上につながっている。一方で、現時点では、一定の保育定員の維持に必要な保育士は確保できているものの、こども誰でも通園制度、一時預かり事業の充実や配慮を要する子どもの保育に対応するためには、さらなる保育人材の確保が不可欠であり、多様なニーズに対応できるよう、保育の質の向上に向けた研修の充実を図るとともに、現状分析をしっかりと行いながら、慎重に判断していく。

その他の質問項目

- 災害時の防災対策について
- 職員の働き方改革について

令和8年志木市議会3月定例会議案一覧及び審議結果

令和8年2月19日～3月18日

議案番号	件名	審議の結果	採決の状況
第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度志木市一般会計補正予算（第9号））	原案承認	全会一致
第2号議案	志木市公平委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第3号議案	志木市公平委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第4号議案	志木市公平委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第5号議案	志木市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第6号議案	志木市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第7号議案	志木市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	全会一致
第8号議案	令和7年度志木市一般会計補正予算（第11号）	原案可決	全会一致
第9号議案	令和7年度志木市一般会計補正予算（第12号）	原案可決	全会一致

議案番号	件名	審議の結果	採決の状況
第10号議案	令和7年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全会一致
第11号議案	令和7年度志木市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全会一致
第12号議案	令和7年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全会一致
第13号議案	令和8年度志木市一般会計予算	原案可決	賛成多数
第14号議案	令和8年度志木市国民健康保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
第15号議案	令和8年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計予算	原案可決	全会一致
第16号議案	令和8年度志木市介護保険特別会計予算	原案可決	全会一致
第17号議案	令和8年度志木市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全会一致
第18号議案	令和8年度志木市水道事業会計予算	原案可決	全会一致
第19号議案	令和8年度志木市下水道事業会計予算	原案可決	全会一致
第20号議案	志木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決	全会一致
第21号議案	志木市歴史館条例	原案可決	全会一致
第22号議案	志木市行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第23号議案	志木市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第24号議案	志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例	原案可決	賛成多数
第25号議案	志木市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第26号議案	志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第27号議案	志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第28号議案	志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第29号議案	志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	賛成多数
第30号議案	志木市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第31号議案	志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例	原案可決	賛成多数
第32号議案	志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第33号議案	志木市立郷土資料館条例を廃止する条例	原案可決	全会一致

議案番号	件名	審議の結果	採決の状況
第34号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決	全会一致
第35号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決	全会一致
第36号議案	指定管理者の指定について	原案可決	全会一致
第37号議案	指定管理者の指定について	原案可決	全会一致
第38号議案	指定管理者の指定について	原案可決	全会一致
第39号議案	損害賠償の額を定めることについて	原案可決	全会一致
第40号議案	志木市道路線の認定及び廃止について	原案可決	賛成多数
第41号議案	令和7年度志木市一般会計補正予算（第13号）	原案可決	全会一致
第42号議案	和解することについて	原案可決	全会一致
第43号議案	志木市監査委員の選任について	原案同意	全会一致

賛否の分かれた議案の表決結果（令和8年志木市議会3月定例会）

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	討 論
議 員 名		吉澤富美夫	阿部竜一	小池真由美	古谷孝	上野琢磨	高山優太	岡島貴弘	天田いづみ	中村智紀	田畑寛治	今村弘志	安藤圭介	河野芳徳	鈴木潔	
件 名																
第13号議案	令和8年度志木市一般会計予算	賛成	賛成	賛成	反対	反対	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	※	賛成	賛成	賛成	反対（上野） 賛成（阿部） 反対（中村） 賛成（河野）
第14号議案	令和8年度志木市国民健康保険特別会計予算	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	※	賛成	賛成	賛成	
第24号議案	志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	※	賛成	賛成	賛成	反対（上野） 賛成（吉澤）
第29号議案	志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成	賛成	賛成	反対	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	※	賛成	賛成	賛成	反対（古谷） 賛成（田畑）
第31号議案	志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例	賛成	賛成	賛成	反対	反対	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	※	賛成	賛成	賛成	反対（上野） 反対（古谷） 賛成（小池） 賛成（岡島）
第40号議案	志木市道路線の認定及び廃止について	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	※	賛成	賛成	賛成	反対（上野） 賛成（安藤）

※：11番 今村弘志議員は、議長のため表決に加わらず。

令和8年3月18日の議会人事により 新たな議会の構成となりました

監査委員



今村 弘志

議長



吉澤 富美夫

副議長



安藤 圭介

各委員会の構成

総務厚生
常任委員会



委員長

天田いづみ

副委員長

田畑 寛治

委員

今村 弘志

小池 真由美

高山 優太

中村 智紀

河野 芳徳

市民文教都市
常任委員会



委員長

阿部 竜一

副委員長

岡島 貴弘

委員

古谷 孝

上野 琢磨

吉澤 富美夫

安藤 圭介

鈴木 潔

議会運営委員会



委員長

河野 芳徳

副委員長

阿部 竜一

委員

鈴木 潔

市議会の傍聴にお越しください！

市議会は一般に公開され、どなたでも傍聴することが可能です。

議員が議会でどのような働きをしているのか、また、市政がどのように運営されているかを、議会の傍聴を通じて知ることができます。

★傍聴の手続について

議場で開かれる本会議は、原則としてどなたでも自由に、傍聴することができます。

志木市議会の本会議の傍聴手続は非常に簡単です。傍聴受付で傍聴人受付簿に氏名及び住所をご記入いただくだけで議場に入場できます。

★その他注意事項について

- ・傍聴席での飲食や発言、許可なしでの撮影・録音はできません。
- ・議員の発言に対して、声を出したり、拍手などで可否を表明することはできません。



▲傍聴席

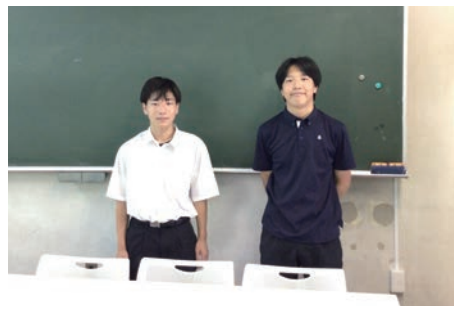


▲志木市議会議場

表紙写真について

今号の表紙写真は埼玉県立志木高等学校の写真部による作品です。

志木高校写真部



光の捉え方ひとつで、見慣れた景色がドラマチックに変わる。写真部では、そんな発見を楽しみながら、日々シャッターを切っています。基礎的な技術はもちろん、被写体との向き合い方や独自の視点を大切に、互いに刺激し合いながら活動しています。ジャンルを問わず、目にする人の心に深く残る「最高の一枚」を追い求めて、これからも真摯に写真表現と向き合っていきます。

議会からのお知らせ

令和8年6月定例会会期日程（案）

月	火	水	木	金	土	日
5月25日	26	27	28	29	30	31
1	2 開会	3	4	5 総括質疑	6	7
8	9	10	11 総務厚生常任委員会 市民文教都市常任委員会	12	13	14
15	16 一般質問	17 一般質問	18 一般質問	19	20	21
22	23 閉会	24	25	26	27	28

※原則として、午前10時開会です。

※日程は予定であり、変更となる場合があります。